

第 15 編 漁 場 編

第 1 章 魚 礁

第 1 節 適 用

1. 適用工種

本章は、漁港漁場関係工事（魚礁）における魚礁工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第 4 編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 （2023 年版）
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第 3 節 魚 礁 工

魚礁工の施工については、第 4 編第 5 章第 24 節魚礁工の規定による。

第 4 節 雑 工

雑工の施工については、第 4 編第 5 章第 28 節雑工の規定による。

第2章 増殖場、養殖場

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、漁港漁場関係工事（増殖場、養殖場）における浚渫工、土捨工、増殖場工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、埋立工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023年版）
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 浚渫工

浚渫工の施工については、第13編第1章第3節浚渫工の規定による。

第4節 土捨工

土捨工の施工については、第4編第5章第4節土捨工の規定による。

第5節 増殖場工

増殖場工の施工については、第4編第5章第25節増殖場工の規定による。

第6節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

第7節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

第8節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

第9節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（ブロック

式)の規定による。

第 10 節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第 4 編第 5 章第 9 節本體工（場所打式）の規定による。

第 11 節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第 4 編第 5 章第 10 節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第 12 節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第 4 編第 5 章第 11 節本體工（鋼矢板式）の規定による。

第 13 節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第 4 編第 5 章第 12 節本體工（コンクリート矢板式）の規定による。

第 14 節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第 4 編第 5 章第 13 節本體工（鋼杭式）の規定による。

第 15 節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第 4 編第 5 章第 14 節本體工（コンクリート杭式）の規定による。

第 16 節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第 4 編第 5 章第 15 節被覆・根固工の規定による。

第 17 節 上部工

上部工の施工については、第 4 編第 5 章第 16 節上部工の規定による。

第 18 節 消波工

消波工の施工については、第 4 編第 5 章第 18 節消波工の規定による。

第 19 節 埋立工

埋立工の施工については、第 13 編第 1 章第 5 節埋立工の規定による。

第 20 節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第 4 編第 5 章第 26 節構造物撤去工の規定による。

第 21 節 雑工

雑工の施工については、第 4 編第 5 章第 28 節雑工の規定による。

